平成３０年　第９回　高鍋町農業委員会　総会　議事録

１．開催日時　　平成３０年　９月２８日（金）午後２時から

２．開催場所　　高鍋町役場　第３会議室

３．出席委員　　農業委員６名

　　　　　　　　農地利用最適化推進委員６名

　　農業委員

　　 １番　大福　裕子　　 ２番　幸妻　正浩　　　 ３番　森　淸一

　　 ５番　宇治橋　俊美　 ６番　二宮　國光

　 会長　坂本　弘志

　　農地利用最適化推進委員

　　 １番　松井　正一郎　 ２番　永友　祥一　　　 ５番　永友　定己

　　 ６番　木浦　由子　　 ７番　宮越　美秋　　 　８番　橋口　卓史

４．欠席委員　　農地利用最適化推進委員１名

　　 ３番　山口　裕三

５．議事日程

　　第１　　議事録署名委員及び会議書記の指名

　　第２　　会期の決定（別記のとおり）

　　第３　　諸報告

　　第４　　議案第４５号　農地移動適正化あっせん事業について

　　第５　　議案第４６号　農地法第３条の規定による許可申請について

　　第６　　議案第４７号　農地法第４条第１項の規定による許可申請書承認について

　　第７　　議案第４８号　農地法第５条第１項の規定による許可申請書承認について

　　第８　　議案第４９号　農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について

　　第９　　議案第５０号　高鍋町農業委員会会議規則の一部改正について

６．事務局職員　　事務局長　横山英二　　　局長補佐　三笠浩三

　　　　　　　　　係　　長　兵藤衣重　　　主　　査　佐野由美

（開会１４時００分）

［事務局］

　ただ今から平成３０年第９回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。会の進行を、坂本会長、宜しくお願いいたします。

［議長］

それでは、ただ今から始めます。本日は農業委員６名全員が出席です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員７名中６名が出席です。欠席は山口裕三推進委員です。なお、山口推進委員からは欠席届が提出されております。

これより議事に入ります。まず、日程第１の議事録署名委員及び、会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第１０条第１項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、３番　森淸一委員・５番　宇治橋俊美委員を指名いたします。

なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第２の会期の決定については別記のとおり、本日９月２８日の１日間とします。

日程第３の諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい、事務局。２ページをお開きください。諸報告の、９月の業務報告を申しあげます。

主なもののみ、説明させていただきます。

業務報告【９月】

３日（月）・第４４回宮崎県農業者年金受給者協議会総会が行われております。

会長が出席しております。

１０日（火）～１３日（木）・農地利用状況調査を行っております。

２５日（火）・平成３０年度農業委員及び農地利用最適化推進委員ブロック別研修会が、宮崎のほうで行われております。１０名の方の出席を頂いております。有難うございました。

２８日（金）・本日でございますが、第９回高鍋町農業委員会総会でございます。この後、総会終了後に第２回高鍋町農業経営改善対策会議が予定されております。さらにその後に、高鍋町農業者年金加入推進研修を行う予定になっております。

続きまして、１０月の業務計画について、ご説明申し上げます。

こちらも、主なもののみ、説明させていただきます。

業務計画【１０月】

１日（月）・この日に予定されておりました、平成３０年度農業者年金加入推進特別研修会につきましては、台風接近により延期という連絡が、本日まいりました。

３日（水）・管内農委会長・農年受給協会長・事務局長合同会議が行われます。

５日（金）・西都児湯市町村農業委員会連絡協議会「委員研修」が行われます。

２２日（月）・現地調査の予定でございます。

２９日（月）・第１０回高鍋町農業委員会総会の予定になっております。

以上でございます。

[事務局]

４ページをお開き下さい。

「農地法第３条の３の規定による届出書について」です。

届出順につきましては、ご覧の３件です。取得事由は、いずれも相続です。あっせんの希望はございません。ご確認下さい。

続きまして、５ページをお開き下さい。

「農地法第１８条第６項の規定による通知について」です。

○○○○さんと○○○○さんの合意解約の届出がありました。

現在の賃借人への売渡を理由とした合意解約です。

売渡の内容につきましては、本日の議案第４９号中、所有権移転の案件にございますので、後ほど、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

以上です。

[議長]

ただ今の報告、並びに２ページから５ページについて、ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは質問等ないようですから、以上で諸報告を終わります。

それでは日程第４・議案第４５号「農地移動適正化あっせん事業について」を、議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、事務局。まず、「あっせん委員の指名」について、お図りしたいと思います。先月の第８回高鍋町農業委員会総会におきまして、「あっせん委員の指名」については、担当地区の農業委員と農地利用最適化推進委員とする事と致しましたが、○○委員からのご指摘を受けまして、高鍋町農業委員会あっせん実施要領及びあっせん基準を確認しましたところ、農業委員のうちから「あっせん委員」２名を指名し、「当該あっせん委員」として、その農用地等のあっせんを行わせるものとすると規定されております事から、要領それから基準の変更なしに変更出来ないことが判明いたしました。また、あっせん基準につきましては、国の要領上、都道府県知事の認定を受けるものと規定されており、基準の変更につきましても、県知事の認定を要することになるため、変更の認定を受けるまでは高鍋町農業委員会のあっせん実施要領及びあっせん基準に従い、以前通り農業委員のうちから委員２名を指名するかたちで、あっせんを行いたいと思います。

事務局の認識不足で再度の変更となり、大変申し訳ございませんが御了承頂きますようお願いいたします。

なお、第８回高鍋町農業委員会総会　議案第４１号・１番において指名をおこなった案件につきましても、ただ今の説明に沿って変更をお願いしたく、お図りいたします。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、あっせん委員の指名については、変更の県知事認定を受けるまでは、あっせん基準に基づき農業委員から２名を指名する事といたします。

それでは、第８回高鍋町農業委員会総会　議案第４１号・１番で指名を行いましたあっせん委員につきましては、変更の指名をいたします。

１番　売渡申出　担当委員　２番　幸妻正浩委員

　　　　　　　　順番委員　３番　森　淸一委員

に、変更いたします。宜しくお願いいたします。

引き続き、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

６ページをお開き下さい。「農地移動適正化あっせん事業について」です。

１番。申出年月日・平成３０年９月５日。売渡の申出です。申出者・○○○。農地の所在・大字南高鍋字○○○○○○番○○○。地目・畑。面積・４９９㎡外１筆。

２番。申出年月日・平成３０年９月１８日。貸渡の申出です。申出者・○○○○。農地の所在・大字○○字○○○　○○○○番○。地目・田。面積・２，０７７㎡外１筆。

この申出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

１番　売渡申出　担当委員　１番　大福裕子委員

　　　　　　　　順番委員　５番　宇治橋俊美委員

２番　貸渡申出　担当委員　８番　坂本弘志会長

　　　　　　　　順番委員　６番　二宮國光委員

宜しくお願いいたします。

つづきまして、日程第５・議案第４６号 「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

１１ページをお開き下さい。議案４６号「農地法第３条の規定による許可申請について」です。

１番。有償移転。農地の所在・大字○○字○○○　○○○○番○。地目・田。面積・４５１㎡。譲渡人・○○○○○。譲受人・○○○○。

この件につきまして、二宮委員よりお願いいたします。

[議長]

はい、６番。

[６番]

６番。申請地は○○から○○○公民館に向かって進みますと、公民館の少し先まで進んだ所に右手に○○○○○○○があります。その○○○○の隣の蓮が生えている耕作放棄をされている道路に面した水田です。理由は規模拡大ということです。現在の経営面積は田んぼが９，０００㎡、畑が１５，０００強。ということになっています。稲と甘藷の栽培をしているということです。

価格は○○万円で、１０ａに換算しますと○○万円ということになっております。以上です。

[議長]

永友祥一推進委員から、補足する事がありましたらお願いします。

[２番]

　ありません。

[議長]

　事務局よりありましたら、お願いします。

[事務局]

　１２ページをお開き下さい。農地法第３条調査書を付けております。農地法第３条第２項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。

　譲受人は、○○地区において水稲及び甘藷を栽培しております。今回の申請は、譲渡人の高齢による農業経営縮小と譲受人の経営規模拡大で、水稲を栽培する予定であり、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

　ただ今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

　【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり許可と決定いたしました。

　２番。

[事務局]

　２番。賃貸借です。農地の所在・大字○○字○　○○○○番○○。地目・田。面積・８９３㎡。貸付人・○○○○。借受人・○○○○。

　この件につきまして、森委員にお願いいたします。

[議長]

３番。

[３番]

３番。説明いたします。この３条申請は貸付人の○○○○さんが高齢の為、水田の耕作面積を減らそうと考えられ、隣の水田を耕作されている○○○○さんに相談をされたところ○○さんが作るということで、今回の３条申請に至った理由であります。

この土地は○○○の○○○の信号から、○○○○をぬけて東に約８００ｍ程行った場所にあります。水稲の収穫がされた後、丁寧に耕運されており節に利用されるものと考えられます。小作料が年間○○○円ということです。

以上です。

[議長]

永友定己推進委員、補足する事がありましたらお願いします。

[５番]

ありません。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

１３ページをお開き下さい。農地法第３条調査書を付けております。農地法第３条第２項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。

借受人は○○地区において水稲を栽培しており、今回の申請は貸渡人の高齢化に伴う経営規模縮小であり、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上です。

[議長]

　ただ今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[議長]

　次の案件は、木浦推進委員に関係する案件ですので、退席して頂くことになります。

[議長]

　それでは、３番。

[事務局]

　３番。使用貸借。農地の所在・大字○○字○○○　○○○○番○。地目・田。面積・２，９５７㎡。貸付人・○○○○○○　○○○○○○○○○。借受人・　○○○○　○○○○○○。

　この件につきまして、二宮委員にお願いいたします。

[議長]

　６番。

[６番]

　６番。場所はですね略図はありませんが、○○の上り口のすぐ近くに、水田の中に○○○をした○○があります。この○○の南側に接した水田です。申請の理由は水稲を栽培するということになっております。

　売買価格は１０ａ当たりに換算しますと、○○万円ということになります。

　これにつきましては、この議案につきましては、手続き等に大きな問題がありまして、その問題点について２１日の現地調査の日に、会長・事務局長・補佐に指摘をして、総会での私の説明ぶりにも影響がありますので、善後策を考えるように求めていたところです。２６日に補佐から連絡がきまして、次のあっせん事業から手続き等を正しく行うという条件がありましたので、この議案については私としてはですね、良とするという事を伝えたところです。問題点を指摘する前に、なぜ農地移動適正化あっせん事業に疑問をもったかという事を、ちょっと説明したいと思います。先月、ある農業者から私にいくつかの指摘がありました。

指摘の１点めは、農業委員が農地を買う者の立場にたって、農地の価格を抑制しようとして、余計な口出しをしているのではないかというような話がありました。農業委員にそのような権限があるのかという指摘がありました。これが１点です。これはあっせん委員会の事をさしているようですね。

　２点目は、農業をやめて老後の為に農地を売ろうとしている人がいると、生活費の為に。そういう人達は、その為に泣いているよ。安く抑えられて泣いているよという事を、言われた訳です。

　３点目はですね、農業委員が農地の価格を抑制しようとすると、農家の資産価値は相対的に下がって農家の為にならないという話がありました。その農業委員は農業者の為にならないのでは、まずいのではないだろうか。という指摘があった訳です。

　まあ、概ねこういう３点の指摘があった訳です。私は農業委員がそういう発言をしている場面を見た事がないので、私は分からないよと答えた訳ですよ。なぜかと言いますと、私はいままで、あっせん委員になった事がなかった訳です。なぜその人がそういう事を言っているのか考えた訳です。あっせん委員をした人から洩れ伝わっているのだろうなと考えるしかない訳です。それをきいたので、先月の総会で農業委員が農地の価格に口出しをしているのではないかという発言をしたところ、何人かから異論があった訳です。私は間違った反応だと考えていますので、この事は後で説明してお分かりいただけるのでは、ないだろうかと思います。

　実はですね、この９月の５日に、あっせん委員会をやるので出てこいという

初めての連絡を受けまして、不覚にも出席をしてしまいました。制度上あっせんというのはありますけども、あっせん委員会というのはない訳ですが、事務局はあっせん委員会というふうに称している訳です。書き物にも書いてあるので、正しくはないけども便宜的に「あっせん委員会」ということで、説明をします。

　私が不覚にも出席したというのは、あっせん委員会終了後に、この適正化あっせん事業について俄かに勉強したところ、あっせん委員会を開くまでの手続きやあっせん委員の選定に制度違反があるという事が分かったわけです。この案件をこの事業にするということで、やや問題があるなと認識をもった訳です。ちょっと歯切れが悪いんですが、なぜこういう事を言っているのかと申しますと、私の発言が議事録に載るという事を念頭において、最大限の配慮をして発言をしている訳です。このあっせん事業については、農水省の事務次官や局長から通達が出されておりまして、それに相当詳しく書いてあります。この事務次官の通達というのは、依命通達というのでありまして依命というのは、大臣の命によって出しているものです。この次官通達には農業委員会は農地移動適正化あっせん事業を行う時には、予め基準を定めて農業委員会ごとに農地移動適正化あっせん基準を定めて、知事の認定を受けなさいというものなんです。それに従って高鍋町も農業委員会も基準を定めて、知事の認定を受けている訳なんですよ。ここまでは、何の問題もないんですよ。しかしながら、執行部は私は略して言っている訳なんですよ。会長と事務局職員という意味で便宜的に使っている訳なんですよ。執行部は、事務次官通達長から見て明らかに問題のある案件をですね、この間２１日の現地調査の日にこれですよ、今の案件ですよ。案件の１つとして出してきた訳ですよ。正すべき点はいくつもあります。いちばん大きな問題は、具体的には話せませんが、この事業はあっせん基準に基づく事業である訳です。まず、あっせんの言葉の意味を理解する必要があるんですけども。“あっせん”というのは、“取り持つ”という意味なんですね。従って、取り持つ必要のないものは、この事業に該当しないですよ。これは小学生でも分かる簡単な論理なんですよ。だから、取り持つ必要のあるものが、この事業の対象になる。執行部は“取り持つ”という言葉の意味を、充分理解していないのではないかと。そこでですね、これを言うと差し支えがありますので、ここまでにしておきます。これ以外のことで、改善を求めた点があります。

　１点めは、制度上あっせん委員というのは制度上はですよ、推進委員だけが行う事になっているんですよ。ただ、現実には農業委員と推進委員と１名づつ２名が入ったんですよ。明らかに次官通達に反しているわけで、これは正していかなければならない事なんですよ。

　２点めは、この際発言しておきますと、事務局の職員は地方公務員ですから、何に基づいて仕事をするかは、充分、分かっておられると思うんですね。基本は法律や政令や規則や通達ですよ。これを逸脱してやるというのは、目につくので、それは止めてもらいたいです。事務局の職員が間違うと、農業委員や推進委員は何も分からないんですよ。会長も分かっていない。はっきり申し上げて。あなた達が間違うと、皆、間違うんですよ。だから、そこは勉強してプロの意識をもって頭をつかって、仕事をして頂きたいと思いますよ。頭は首の上に飾りで付いているのではないですよ。考える為に付いているんですから。親方日の丸で、どっぷりぬるま湯につかってては、いけないんですよ。ブラック農業委員会と言われますよ。そのままだと。しかしですね、事務局の職員が非常に多忙で、調べたり勉強したりする時間もないのではないかという懸念も一方ではある訳です。それなら、農業委員会はやらなければならない事がある訳ですよ。本来、農業委員や推進委員がやるべき事も、甘えて事務局職員にやってもらっている事が、多々あるんだと思います。昨年から事務局長が兼任になっているという話がでました。その時、農業委員会はやるべき事があったんですよ、本来は。農業委員会制度が変わって、この時点で人を減らされるのは困るよと、事務局長、１枚紙の要請書を作って農業委員会として高鍋町長に要請すべきだったんですよ。こんな時、農業者は黙っていますけど、商業者だったら黙っていないと思いますよ。例えば、商業人達の責任者が兼務になりますと言ったら、怒ると思いますよ。次の選挙では応援しないよと言うと思いますよ。町長に。でも、農業者は黙っている。こういう事について旗振り役を果たさなくてはならないのは会長の仕事だと思うんですよ。農業委員会法には農業委員会は必要な人員を確保するように努力しなさいと書いてあります。それはどこに向かって努力するかと言うと町当局に向かって努力しなさいと書いてあるんですよ。町長もそれに協力するように努めなさいと書いてあるんですよ。だから、本来はそれをやらなくていけないんですよ。さらに働き手を強めるならば、産業建設委員会に常任委員会がありますね、そこは農業部門を担当している訳でしょ。そこの町議にも町長にも要請したけども、あなた達も側面から応援して下さいと、お願いに行かないといけないんですよ。そりゃ、だめで元々なんですよ。兼務になってもしょうがないんですよ。要求した事が全部認められる訳ではないので。

　農業委員会には更に、会長は事務局の職員を指揮して仕事をさせなさいと明確に書いてあるから、仕事が分からないと指揮ができない。だから、分からないと事務局の職員が「右」と言えば右を向く。「左」を向けと言えば左を向くんですよ。それじゃ困るから、会長は責任を果たすように努力して頂きたいと思いますよ。以上で申し訳ないんですが、以上です。

[議長]

　勉強不足という事で、今から頑張って勉強していきます。

[事務局]

　あっせん規定のあっせん事業実施要綱を熟読して、事業をすすめてまいります。

[議長]

　永友祥一推進委員から、補足する事がありましたらお願いします。

[２番]

　ありません。

[議長]

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　１４ページをお開き下さい。農地法第３条調査書を付けております。農地法３条第２項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。

　○○○○○○○○○は平成１４年７月に設立された農地所有適格法人で、申請地では水稲を栽培する予定で、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

　ただ今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

　【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[議長]

　木浦委員を中にお願いします。

[議長]

　次に日程第６・議案第４７号「農地法第４条第１項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

　事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

　事務局。１５ページをお開き下さい。議案第４７号「農地法第４条第１項の規定による許可申請書承認について」

　１番。農地の所在・大字○○○字○○○○　○○○○番○。畑。９７５㎡。申請人・○○○○。転用目的は宅地分譲及び倉庫です。

　担当の二宮委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

　はい、６番。

[６番]

　６番。１７ページをみて頂きたいと思います。○○○の前から○○○に向かって進むとすぐ先の左手に○○○がありますが、その○○○を左折して間もなくの右手です。転用の理由は、事実上追認です。現況はやや複雑になっておりますので、丁寧に説明します。登記上は畑であるこの土地には、昭和５４年ごろに○○○○と○○が転用の許可を受けることなく建築されたそうです。○○○○は築後４０年以上経過しておりますので、老朽化した為に既に取り壊されて更地になっております。倉庫はそのまま現在も残っておりまして、今後もこのまま使用する予定のようです。さらにこの畑に接続している住宅が、この宅地と転用の許可をとっていない畑にまたがって建てられていまして、違法建築のデパートのような所です。

　今後は住宅と倉庫は引き続き使用する事にしまして、○○○○の跡地は既に更地になっておりますけれど、ここに三角の宅地をつくって分譲するという事で、申請を行っているという事です。排水については公共下水道を一部延長して、それを利用することにして建築管理課と上下水道課の話がついていると聞いております。

事業費は○○○○の跡地ですので、わずか○○○万円ということになっておりまして、自己資金から出すということで、通帳のコピーが付いております。

始末書が出されております。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　ございません。

[議長]

　ただ今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

　【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

　次に日程第７・議案第４８号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

　事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

　事務局。２１ページをお開きください。議案第４８号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書承認について」

　１番。農地の所在・大字○○○字○○○　○○○○番。田。１，４５７㎡。所有権移転です。譲渡人・○○○○。譲受人・○○○○　○○○○。転用目的は宅地分譲です。

　担当の二宮委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

　６番。

[６番]

　６番。２４ページを見て頂きたいと思います。申請地は○○○の裏の方でして、○○○の道路に近い所です。真ん中に走っている大きな道路が○○○です。宅地分譲を目的とする転用でして、２６ページにですね、４区画の宅地を造成するという図面が載っております。被害防除の方法ですが、北側と南側に水田がありますが、ブロック塀を設置して排水用の問題が生じないようにするという予定になっております。

　事業費は、土地代が○○○万円、造成費が○○○○万円。合計で○○○○万円という事で、全て自己資金で賄うという事で証明書が添付されております。

　水利組合につきましては、小丸川土地改良区との協議が整ったという事で、差し支えないとする文書が添付されております。以上です。

[議長]

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　ございません。

[議長]

　ただ今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

　【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

　２番。

[事務局]

　２番。農地の所在・大字○○字○○○　○○○○番○。田。２９９㎡。使用貸借です。貸付人・○○○○。借受人・○○○。転用目的は○○○○建築です。

　担当の坂本会長より、ご説明をお願いいたします。

[８番]

　８番、説明します。○○○○さんと○○○さんは、親子関係で○さんは娘さんにあたります。娘さんの○さんは、認定農家で後継者の息子さんとハウスできゅうりを栽培しておられます。今回農業用機械や資材が増えましたので、○○○○○を建築したいとの事です。

　場所は○○地区で、自宅の道路を隔てた反対側の所にあります。周辺に農地は無く、隣接宅地にはブロック塀がしてある為、土砂流出については問題無いと思います。雨水については地下浸透及び西側に排水路がありますので、そこに流れるように造成を行うという事です。２８、２９ページに図面がありますので、ご覧頂けたらと思います。以上です。

[議長]

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　事務局。申請地は周辺農地の広がりが、１０ｈａ以上の区域内にある農地であることから、第１種農地と判断されますが、転用目的が農業用施設に該当する農業用途建築であるため、転用許可の対象となります。事業費につきましては総合建築費○○○万円で、事業費を上回る金融機関の残高証明書が添付されており、資金面については特に問題は無いと考えられます。また、○○○水利組合長と協議し、問題無いという旨の意見を頂いたという証明書、並びに小丸川土地改良区の転用について差し支えないという意見書も添付されております。

　以上です。

[議長]

　ただ今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

　【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

　３番。

[事務局]

　３番。農地の所在・大字○○○字○○　○○○○番○。畑。５４６㎡外３筆。所有権移転です。譲渡人・○○○○。譲受人・○○○○○○○○　○○○○　○○○○。転用目的は○○○及び○○○○○です。

　担当の二宮委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

　６番。

[６番]

　６番。３３ページを見て頂きたいと思います。○○○の○○の信号のすぐ側でして、○○○○○○の道路の向かい側になります。転用の理由は、この畑を購入する会社は○○・○○○○○○をしている会社だという事です。この土地を○○○として整備するという計画になっております。３３ページの申請地の隣に“○○○○○○・○○○○○○○○”と表示されている所がありますが、この○○○○○○が現在なくなっておりまして、この建物は改装中になっております。この改装中の建物に恐らく全国展開している東京都内だけでも１００店舗以上を有する、名の知れた○○○が開店する予定のようです。申請地を購入する会社は、この土地を○○○として整備して更に○○○を設置して、隣に開店する○○○の○○○として貸し付けるという計画になっております。

被害防除については、○○○敷地内の雨水については、雨水枡を設置する。既設と新設の排水路に流すという事になっております。事業費は土地代が○○○○万円。浄化槽の設置費用も加えますと、工事費が合計の○○○○万円の予定になっております。この内の○○○○○万円は借り入れて、残りは自己資金で賄うということになっておりまして、所要の資料の添付がされております。以上です。

[議長]

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　事務局。申請地は都市計画用途区域・準工業地帯用途区域に定められた農地であり、第３種農地と判断されます。第３種農地は転用可能の対象です。以上です。

[議長]

　ただ今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

　【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

　次に４番の１と４番の２に付きましては、譲受人である事業主及び転用目的が同一で、近耕地であることから、一括しての説明・採決といたします。

　４番。

[事務局]

　事務局。２２ページをお開き下さい。

　４番の１。農地の所在・大字○○字○○　○○○○番○。田。２２３㎡。所有権移転です。譲渡人・○○○○。譲受人・○○○○○○○○　代表取締役　○○○○。転用目的は駐車場です。

　４番の２。農地の所在・大字○○字○○　○○○○番○。田。６８３㎡。所有権移転です。譲渡人・○○○○。譲受人・○○○○○○○○　代表取締役　○○○○　。転用目的は駐車場です。

　担当の坂本会長より、ご説明をお願いいたします。

[８番]

　説明いたします。譲渡人は○○○○さんと○○○○さんで、譲受人は○○○○○○○○です。場所は３７ページ、３８ページをご覧ください。○○の交差点から北に約１００ｍ程行った左側にあります。○○から○○○○にかけて新しい道路が建設中です。その建設中の道路の裏に残っていて、現在、草が生えており原野になっております。

　譲受人は、○○○○の○○○○さんで、申請地の道路の反対側に駐車場を作りたいということで、○○○○○○及び○○○○○を確保する為に、丁度適した場所があったということで、譲渡人と協議ができ折り合いがついたということです。

　以上です。

[議長]

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　事務局。申請地は周辺農地の広がりが１０ｈａ以上の区域内にある農地であることから、第１種農地と判断されますが、申請に係る農地を特別な立地条件を必要とする既存の施設の拡張として、事業のように供する為におこなわれるものであり、拡張に係る分の敷地の面積が既存施設の敷地の面積の１/２を超えないことから、転用許可の対象となります。露天駐車場のため汚水の発生は無く、雨水については、地下浸透とする計画となっており、万一問題が生じた場合には、当方にて責任をもって対処するとの確約書が添付されております。

　事業費につきましては、土地購入代金は、○○○○番○が○○○○○円。○○○○番○が○○○○○円。また、合わせて進入路として近隣の○○○○番○を○○○○円。同じく進入路として○○○○番○を○○○○円で購入することから、合計で○○○○○円となり、事業費を上回る金融機関の残高証明書が添付されておりますので、資金面については特に問題は無いと考えられます。また、桧谷水利組合長と協議し、問題無い旨の意見を頂いたところの証明書並びに公有財産の払い下げの解答書が添付されております。

　以上です。

[議長]

　ただ今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

　【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

　５番。

[事務局]

　５番。農地の所在・大字○○字○○○　○○○○番○○。畑。６０２㎡。所有権移転です。譲渡人・○○○○○。譲受人・○○○○。転用目的は太陽光発電施設です。

　担当の幸妻委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

　２番。

[２番]

　説明いたします。○○○○○さんの畑を○○○○さんが譲り受けて、太陽光発電施設を作るという案件でございます。

　場所はですね、○○の交差点、○○の○の下を上がって行きまして、○○○○があります。その○○○○から５０ｍ位行った所を左に、○○○に行く道路がありますが、そこを行きますと○○○○○さんがあります。その手前を東の方向に約２００ｍぐらいの所に、○○○さんの畑がありまして、そこに太陽光発電施設を作るということでございます。４４ページを見て頂くと分かると思います。

　事業費につきましては土地の取得費が○○○万円。造成費が○○万円。建築費が○○○○千円。合計の○○○万円は全て自己資金ということで、残高証明書が添付されております。

　なお、周りの○○○○番○○○は、まだ○○○さんの土地でして、ここに迷惑がかからないように、境界にはブロックを築き防護するということです。雨水対策につきましては、周辺の農地に流出しないようにコンクリートブロックを積み、自然浸透ということでございます。

　パネルの設置だけですので、棚は作らなくて地面に直接パネルを置くということらしいです。周辺の風通しも支障は及ばないだろうということです。

　以上です。

[議長]

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

　事務局。申請地は他の公共工事等の実績のない小集団の生産性の低い農地であることから、第２種農地と判断されます。第２種農地は転用許可の対象となります。それから、１０キロ以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書、九州電力の工事費負担金請求書が添付されております。以上です。

[議長]

　ただ今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

　【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

　次に日程第８・議案第４９号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

　事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

　５０ページをお開き下さい。「所有権移転」です。

　１番。農地の所在・大字○○字○○○○○　○○○○番○。地目・田。面積・８４０㎡。所有権を移転する者・○○○○。所有権の移転を受ける者・○○○○。

　担当の坂本会長より、ご説明をお願いいたします。

[８番]

　説明いたします。○○○○さんと○○○○さんの案件でございますが、先程、利用権設定が解除された案件です。この度、○○さんの農地を○○さんに買って欲しいということで、話がまとまりました。○○に住んでおられた○○さんですが、現在は○○に家を造られました。農地は、まだ残っておりましたが、どうしても処分したいという事で○○さんにお願いをして、話がまとまりました。

　場所は、○○の公民館から東の方に下って４００ｍ位行った所にある道路沿いの区画で、現在、ＷＣＳが植えられておりました。何も問題はないと思われます。以上です。

[議長]

　事務局及び担当委員の説明が終わりました。

　ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

　すみませんが、補足として８４０㎡の単価でございますが、総額で○○万円ということです。どうしても、処分したいという事で破格の値段になりました。

　報告いたします。

　次に、２番。

[事務局]

　２番。農地の所在・大字○○字○○○　○○○○番○。地目・田。面積・２，９５７㎡。所有権を移転する者・○○○○。所有権の移転を受ける者・○○○○○○　○○○○○○○○○。

　担当の二宮委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

　６番。

[６番]

　これは先程、問題があると指摘した○○○の案件の、表裏の関係にある前段の所有権移転の計画ですので、説明は必要ないと思いますので省略します。

[議長]

　事務局及び担当委員の説明が終わりました。

　ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました

　次は、利用権設定。

[事務局]

　４６ページをお開き下さい。「利用権設定」です。

　１番。農地の所在・大字○○字○○○○○　○○○○番○。地目・田。面積・４１６㎡外５筆。利用権を設定する者・○○○○○。利用権の設定を受ける者・○○○○。

　担当の坂本会長より、ご説明をお願いいたします。

[８番]

　説明いたします。○○○○○さんと○○○○さんですが、「利用権設定」の再

設定ということで、これから５年間設定をするということです。

　場所は、○○○○○から東側に下って１００ｍの所に５筆ありますけども、現在は２枚の状態になっておりまして、稲の刈り取りも終わり、ロータリーで綺麗に整備されておりました。○○○の○○○○は、○○○○○から東側に下って行って堤防沿いにある一区画です。ここも稲の刈り取りが終わり、ロータリーで綺麗に整備され、きちんと管理されておりました。賃借料は１０ａ当たり、○○○○○円です。以上です。

[議長]

　事務局及び担当委員の説明が終わりました。

　ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

　次に２番。

[事務局]

　２番。農地の所在・大字○○字○○○　○○○○番。地目・田。面積・３，０７６㎡外１筆。利用権を設定する者・○○○○○。利用権の設定を受ける者・○○○○。

担当の坂本会長より、ご説明をお願いいたします。

[８番]

　８番。説明いたします。これも１番と同様、○○○○○さんと○○○○さんの案件でございます。場所は○○○○○から東側に下って行きますと、堤防沿いの、先程説明しました○○○○○○○に隣接する農地でございます。こちらも再設定ということで、これから５年間の設定となります。反当の○○○○円となります。

　○○さんは、ハウスでトマトを栽培されており、稲の栽培と精米所もされている認定農家さんです。以上です。

[議長]

　事務局及び担当委員の説明が終わりました。

　ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

　３番。

[事務局]

　３番。農地の所在・大字○○字○○　○○○番。地目・田。面積・５２４㎡外４筆。利用権を設定する者・○○○○。利用権の設定を受ける者・○○○○。

　担当の坂本会長より、ご説明をお願いいたします。

[８番]

　説明いたします。○○○○さんと○○○○さんの利用権設定の再設定になります。これより５年間の設定となります。反当○○○○円になります。○○○○さんは○○の方で、認定農家さんでもあります。○○さんも元は○○でしたけど、現在は町場の方に住んでおられます。

　場所は、○○の地区内にありまして、稲を作っておられますが、刈り取も終わり全てロータリーで就耕されておりました。以上です。

[議長]

　事務局及び担当委員の説明が終わりました。

　ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

　４番。

[事務局]

　４番。農地の所在・大字○○字○○　○○○○番○。地目・田。面積・９２９㎡外１２筆。利用権を設定する者・○○○○○。利用権の設定を受ける者・○○○○。

　担当の坂本会長・森委員よりそれぞれに、ご説明をお願いいたします。

[８番]

　８番。説明いたします。○○○○○さんと○○○○さんとの利用権貸借の再設定です。○○○○さんは○○で、稲作とキャベツ・白菜を栽培されている認定農家さんです。反当○○○○円で１０年間ということです。

　○○○○○○○○では、現在、ＷＣＳが植え付けられておりました。その下の農地では稲の刈り取りが終わって、ロータリーがかけてあり綺麗に整備されておりました。

　○○から○○までありますけども、そこまでは○○・○○○地区に農地がありまして、○○○は川を渡って○○○○の○○○○がありますが、そこから西に１５０ｍ程行った所にある隣接した農地です。どちらも、稲が刈られた後、ロータリーがかけられて綺麗に整備されておりました。

以上です。

[議長]

　３番。

[３番]

　会長に引き続きまして、下の５筆、○○○○の説明をいたします。

　この田んぼは、○○○○○のすぐ西側にあります。今回１０年間の利用権貸借が切れたということで、再設定の為の申請です。５筆になっておりますが、現地を見ますと４枚の田んぼに集約されておりまして、水稲作付けるにきちんとしたロータリー掛けで、管理されております。何ら問題は無いと思います。

　反当○○○○円ということです。

以上です。

[議長]

　事務局及び担当委員の説明が終わりました。

　ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

　次に５番。

[事務局]

　４９ページをお開き下さい。

　５番。農地の所在・大字○○字○○○　○○○○番○。地目・田。面積・１，４５１㎡。利用権を設定する者・○○○○。利用権の設定を受ける者・○○○○。

　担当の森委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

　３番。

[３番]

　３番、説明いたします。○○さんと○○さんの期限切れによる再設定の申請です。場所は○○○○○の○○○○のちょうど２つめから、東に２００ｍくらいにある工業団地のすぐ裏側です。現地は水稲を収穫後、千切り用の大根の作付けがなされておりました。きちんとした管理がされて土地を有効に利用されているようです。ちなみに反当○○○○円ということです。

　○○さんは認定農業者ではありませんが、耕作面積が大きいということで、認定農業者扱いということです。

以上です。

[議長]

　事務局及び担当委員の説明が終わりました。

　ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

　６番。

[議長]

　申し訳ございません。６番は取り下げということで、７番。

[事務局]

　　７番。農地の所在・大字○○○字○○○　○○○○番○。地目・畑。面積・１，１０２㎡外１筆。利用権を設定する者・○○○○。利用権の設定を受ける者・○○○○○○　○○○○○○○○○。

　担当の大福委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

　１番。

[１番]

　１番。ただ今事務局より説明がありましたけれども、場所は○○○○・○○○○を○○○の坂を上がっていきますと、２筆めに十字路があります。それを右折しますと、付き辺りに十字路があり、その左手の２筆めになります。これは、○○さんから○○○がお借りしたということですけれども、次の借り手は○○○さんと決まっておりますが、現在、○が植栽されており、きちんと管理されております。この利用は１０年間ということで１０ａ当たり○○○円という事になっております。

以上です。

[議長]

　事務局及び担当委員の説明が終わりました。

　ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】

　それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

　次に日程第９・議案第５０号　「高鍋町農業委員会会議規則の一部改正について」を、議題とします。

　事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

　はい、事務局。資料は６０ページをお開き頂いてよろしいでしょうか。

そちらに、改正の新旧対照表を付けております。それと議案とは別にお配りしております、解説資料の方を用いて説明・ご提案をさせて頂きたいと思いますので、宜しくお願いいたします。

それでは、議案第５０号　「高鍋町農業委員会会議規則の一部改正について」ご提案・ご説明をさせて頂きます。資料の方をご覧下さい。まず、見直しを行うに至った経緯についてご説明を申し上げます。６月のこの総会の会におきまして、副会長の選出に関する議案を提出しようとしたのですが、農業委員会等に関する法律、または高鍋町農業委員会の各種規則・規定の中におきまして、副会長に関する定義付がなされていない、いわゆる法的な根拠がない事を、○○○○からご指摘を受けまして、今回、見直しを行うに至った訳でございます。また、副会長の定義付け以外にも現状にそぐわない部分が多々ございましたので、合わせて今回、全体的に見直しを行う事としました。

まず２番です。高鍋町農業委員会会議規則これより会議規則と申し上げます。

の位置づけについてご説明をさせて頂きます。これはですね、農業委員会等に関する法律第３４条が根拠法令となります。この３４条には総会または部会の会議に関する事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、それぞれ総会または部会の会議で定めるとされております。これを受けて定めているものだと思われます。

　次に３番でございます。高鍋町農業委員会会議規則の概要と問題点及び見直しの方向性について、１条づつ、ご説明申し上げます。

まず、第１条。こちらは趣旨でございます。この規則の目的は高鍋町農業委員会の会議に関し、必要な事項を定めるものである事が明記されております。ここで問題点と共に見直しの方向性なんですが、この規則は農業委員会の総会に関して必要な事項を定めておりますので、「会」という表現をより具体的に「総会の会議」という表現に改めたいと思います。

続きまして第２条でございます。（会議の通知及び公示）でございます。ここでは、総会の会議の招集方法・招集する対象者について規定しております。問題点及び見直しの方向性ですが、招集する対象者は農業委員に限定されております。ただ、現状では第９条第２項の規定を運用いたしまして、毎回、総会には推進委員さんにも出席して頂いております。ここで、矛盾が生じておりますので、後ほど第９条の部分で改めて検討させて頂きます。

続きまして第３条。（議長）でございます。総会の会議の議長は農業委員会会長が務める事を規定しております。ここは特に問題は無いと考えております。

続きまして第４条。（審議事項の制限）についてでございます。「総会の会議」における審議事項は、招集時にあらかじめ通知していた議案に限定する事。但し、第７条に手続きを経た（動議）については、審議が可能である事を規定しております。ここも特に問題は無いと考えております。

めくって下さい。２ページになります。

次が第５条。（議席の決定）でございます。ここでは、総会の会議における議席の決め方について規定しております。問題点と見直しの方向性ですが、この議席の決め方が、現行では委員のみと限定されておりますので、ここに推進委員についても加える事としたいと思います。

続きまして、第６条。（発言）についてでございます。総会の会議における農業委員が発言する際のルールについて規定しております。問題点とその見直しについてでございます。農業委員だけではなく、推進委員の発言方法についても、ここで規定したいと考えております。対応の方法なのですが、この条文の第２項として、推進委員は担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、自由に意見を述べ、または報告する事が出来るという文言を加えたいと考えております。この根拠は法の第２９条第２項のほうに、推進委員はその担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、総会または部会の会議に出席して意見を述べる事が出来るというところからきております。

続きまして、第７条。（動議の制限）についてでございます。出席委員の３分の１以上の同意が得られた動議は、議案として審議できる事が規定されております。ここも特段、問題は無いと考えております。

続きまして、第８条。（採決の方法）についてでございます。総会の会議における採決方法について規定がなされております。問題点及び見直しの方向性ですが、法律の中では、総会の指示は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによるとされていることから、この規則をうちの規則のほうにも明記したいと考えております。第３項に、可否同数のときは、議長の決するところによるという文言を付け加えたいと考えております。

　続きまして、第９条。（農地利用最適化推進委員の会議への出席）についてでございます。推進委員が総会への会議へ出席する為には、あらかじめ議長の許可が必要である事。議長から総会の会議への出席を依頼された場合は、総会の会議に出席しなければない事について規定されております。この根拠となる法第２９条には、以下のように規定されております。

　第２９条・総会または部会は、推進委員に対しいつでもその活働について報告を求める事ができる。２・推進委員はその担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、総会または部会の会議に出席して意見を述べる事ができる。と書かれております。説明をいたしますと平成２７年の改正によりまして、農業委員会の機能を委員会としての決定行為と定期における活動とに分け、農業委員と推進委員とに分担させる事にしておりますが、農業委員会が効率的かつ効果的に所掌事務を遂行するためには、両者の意思疎通・連携は欠かせません。そのため、農業委員会は推進委員に対し、いつでも活動について報告を求められる事とする一方、推進委員も担当区域内の農地の最適化の推進について、意見を陳述すべき事とされております。問題点とその見直しの方向性についてでございますが、今、説明しました法律上では、推進委員は毎回、総会の会議に出席する必要はないというふうに解釈できるのですが、現状では法の第２９条に基づくうちの会議規則の第９条の規定によりまして、毎回推進委員さんにも出席頂いている状況でございます。事務局といたしましては、推進委員の皆様方は将来の農業委員候補でもありますので、農業委員さんと区別　することなく、総会の会議には毎回出席して頂きたいと考えているところでございます。そのような事でありまして、総会の会議の招集方法に既に規定されております現行の規則第２条におきまして、農業委員だけではなく推進委員の招集につきましても、次のように改めたいと考えております。

　会長は会議を招集をしようとするときは、会議の日時・場所・議案・その他必要な事項を定め、これを委員会の委員（付加委員という）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という）に、通知するとともにその旨を公示しなければならない。というふうに加えたいと思います。

　続きまして、第１０条。（議事録）についてでございます。ここでは、議事録に記載する内容等について規定をしております。問題点及び見直しの方向性についてでございます。記載する事項の１つとしまして、出席及び欠席委員の氏名の事項があるのですが、ここに委員だけではなく、推進委員の氏名も記載するように改めたいと思います。記載する事項の１つとしまして、議題及び議事の大要とありますが、そこを議題及び議事の経過に改めたいと思います。基本的に一語一句省略することなく議事録に残しております。大要という表現は概要という意味合いもございますので、これを経過という表現に改ためたものでございます。また、議事録を農業委員会事務局に備え付け、一般の人が閲覧することができることを付け加えたいと思います。なお、補足ですけれども、法令上は、インターネットの利用その他適切な方法により、議事録は公表しなければならないというふうになっております。

　続きまして、第１１条。（傍聴人）についてでございます。総会を傍聴する場合のルールについて規定しております。問題点及び見直しの方向性についてでございます。傍聴を希望する場合の手続きについての規定。傍聴人の人数制限に関する規定。傍聴する際に写真撮影等を記録する場合のルールについての規定がありませんので、これらを規定に追加したいと思っております。

　続きまして、第１２条。（その他）でございます。この規則に定めがないものであって、必要があるときは会長が定めるという事について規定しております。特に問題は無いと思われますが、今後また規則の改正を行う場合は、今回同様、総会の会議に図る事となっております。

　最後のページをご覧ください。４番としまして今回の改正、特に新たに盛るべき事について、まとめております。

　まず１番めです。会長・副会長に関する提議についての条文を新たに追加いたします。委員会に会長一人・副会長をおく。会長及び副会長は委員会の委員の互選によって決める。互選は全委員の氏名を記載した用紙を用いた、無記名による希望式投票により行い投票多数をもって決定する。副会長は法第５条第５項に定める会長の職務を代理するものとする。という事を加えたいと思います。

　２番としまして、総会の会議を欠席する手続きについての条文がございませんので、これを新たに盛り込みたいと思っております。委員及び推進委員は、事故その他、止むを得ない理由により総会の会議に出席出来ない時は、その理由を、総会の会議の開会時刻までに会長に届け出なければならない。と、します。

　３番。（議事参与の制限）についての条文を新たに追加したいと思います。法第３１条によれば、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができず、その審議から徐斥されることと規定されております。これは、あくまでも農業委員さんに限った規定でございます。今日も事例がありましたが、木浦推進委員が席を外された案件がこの事例となります。これを推進委員さんにも適用するべきかという議論があるところなのですが、一般的に考えまして、関係者である本人の前では、意見が言いにくいという点を考慮しますと、推進委員さんについても同様に扱ったほうが、審議が進めやすいのではないかと考えます。よって以下の条文を新たに追加したいと思っております。

　（議事参与の制限）委員及び推進委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項については、その議事に参与することができず、その審議から徐斥されるものとする。を追加したいと思います。

　今回の改正内容についての説明が、早口で申し訳なかったのですが、新旧対照表をご覧いただけると、下線をひているところが改正したところでございますので、そちらの方が分かりやすいかと思います。今後、事務局規定のほうでも関連するものがございますので、事務局規定のほうも速やかに改定を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

　簡単ですけれども、以上で説明とさせて頂きます。

[議長]

　事務局から説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

　【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

　本件原案とおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

　起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

　以上で、本日の議案のすべてを終わりましたが、事務局からその他で連絡することがあればお願いします。

　それではこれをもちまして、平成３０年第９回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。有難うございました。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（１５時３２分終了）

高鍋町農業委員会会議規則第１０条の規定により、ここに署名する。

　　　　　　　　　議　　長　　　　会　長

　　　　　　　　　署名委員　　　　３　番

　　　　　　　　　署名委員　　　　５　番